

## 「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

平成 27 年 6 月 30 日  
経済財政諮問会議  
平成 27 年 12 月 24 日一部改正  
平成 29 年 1 月 25 日一部改正  
平成 30 年 7 月 9 日一部改正

### 1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」（以下「推進委員会」という）を設置する。

推進委員会においては、関係府省庁及び財政当局とも連携し、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- (1) K P I を盛り込んだ新たな改革工程表を 2018 年末までに策定するとともに、毎年策定する骨太の方針に基づき改革工程表を改定する。
- (2) 「新経済・財政再生計画」に沿って、政策効果に基づくメリハリのある予算が実現されるよう地域差等の見える化・分析を重点的に進め、各府省の E B P M (Evidence-based Policymaking、証拠に基づく政策立案) の質の向上を図る。
- (3) 改革の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。2021 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

### 2. 推進委員会の構成

- (1) 推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- (2) 推進委員会の下に、テーマ別にワーキング・グループを置くことができる。
- (3) 各ワーキング・グループではテーマ毎の議論を深める。推進委員会では、新経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。